

---

# 質疑応答のまとめ

---

2023年7月7日

## 質疑応答と追加情報

Q DCの一時金を定年退職時に受け取らずiDeCoに移換することはできますか？

A できます。7月5日「投資教育の実務」資料77～84頁に詳しいです。

○以下5ページは6月28日講師の福谷様からの追加資料です。ご参考になさってください。

○福谷様資料（5）で以下の指摘があります。



7月5日のセミナーで中国新聞では「定年退職時にiDeCoへ移換する加入者が多い」、ということでしたが、退職前には現金化に向けてDC運用商品を定期預金のような元本確保型へ預け替えしておく、といったきめ細かな指導をされている、という追加情報がセミナー後にありました。

Q 選択型DCの企業においてはiDeCoへの同時加入は必要か？といったご指摘、ご質問。

A 福谷様追加資料4ページをご参照ください。

○選択型（制）DCを導入されている企業の方も多いかと思えます。選択型ではマッチング拠出の概念はありません。が、マッチング拠出と加入者の拠出を呼んでいるケースも見られます。試験で出題されるマッチング拠出とは通常DCでのマッチングです（福谷様6月28日テキスト48頁等ご参照）のでご注意ください。

Q iDeCoと企業型DCを併用する場合についての質問です。現行制度では、iDeCoの掛金とDCの事業主掛金の合計が55,000円までとなっておりますが、加入者が自らの掛金を認識できていないケース等で、iDeCoとDCの事業主掛金の合計が55,000円を超えてしまうようなケースは、どこで（誰が）制御するのでしょうか？

A 国民年金基金連合会が制御し、iDeCoのほうで調整されます。調整には2, 3か月かかります。

## 質疑応答と追加情報

---

Q 「投資教育の実務」資料50頁で投資教育の実例で失敗例を挙げていただきましたが、逆に評判がよかった例を教えてください。

A 具体的には、「掛金の運用割合の変更と預け替え（スイッチング）の手続きの違い」「運管の加入者Web、アプリの見方」

など、具体的な手続き関係のセミナーでは、参加者から「よくわかりました」とのアンケート結果をいただくことが多いです。具体的なお話ではありませんが、セミナー参加者から「おはようございます」よりも「ありがとうございました」と声を掛けられる瞬間が、やっぱり、いちばんうれしいです。

-----

Q 御社のDC委員会はどのようなメンバーで構成されているのでしょうか？

A 労務担当役員、人事部、経理部、DC事務局、労働組合で構成されています。

-----

Q 79頁の資料で60歳到達後 5つの選択肢ということで運用指図者はあまりおすすめできない、ということでしたが、例えば、運用が思わしくない、あるいは①②③を行いたいが、運用結果がマイナスというときは一時的に運用指図者になって環境が良くなるのを待つ、という考え方はありでしょうか？

A ご質問の通りです。運用実績が思わしくないときは、むしろ、運用指図者のまま待機された方が良いです。損失を抱えたまま、下手に損失確定することもあります。運用指図者を脱出するのは、運用環境が良くなってからが良いです。

ただ、これまでの経験から、ご本人さんが運用指図者のまま、運用結果が良くなっても、運用指図者のまま、口座管理手数料を企業型DC、iDeCoへ二重に支払われているケースが多いため（多くは、ただの失念です）、79頁のお話させていただきました。ご本人が、そのあたりをキチンとご認識されておられましたら、運用指図者として、当面待機されることは何ら問題はありません。

# DCアドバイザー試験について

DCアドバイザー受験については別途申し込みが必要です。

年金・退職金総合アドバイザー資格講座受講の方の特典

1) 受験料5500円 → 3300円 (申込期間6/22~7/10)

(申込住所は受験票と合格通知の送付先になります)

<https://nenkinnet.shop-pro.jp>

2) テキスト・過去問題集 (PDF版・簡易製本版いずれかを差し上げます。  
ご連絡ください。)



DC協会  
(確定拠出年金教育・普及協会)

トップページ DC協会と

セミナー 販売物 企業の皆様へ メールアドレス登録 会員マイページ 講師派遣 資

新着情報

■ セミナー受講のお申込みはこちらからできるようになりました。 [オンラインショップ](#)

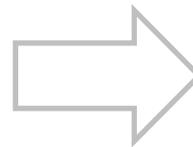
■ 「年金・退職金総合アドバイザー資格取得講座」オンライン 2022年6月開催 ライブ配信、

■ 5月25日(水)「70歳現役社会に向けての退職金制度の見直し」会場、ライブ配信、録画受

■ 個人型確定拠出年金(イデコ)・運営管理機関手数料一覧更新 2021.12.21  
手数料のみではなく、各社のサービス体制(コールセンター営業時間、セミナー開催口ポアドバイザー)役立つ情報が満載 (会員マイページ)

■ 会員サービス 肩書・イラスト入り名刺作成のサービスを開始いたします。

■ Twitterはじめました new



DC協会オンラインショップ

ホーム 支払・配送について お問い合わせ カートを見る

ホーム > 試験

試験

カテゴリを選択

カテゴリから探す

ライブ配信

webセミナー (録画受講)

会員向け研修

DCアドバイザー試験対策

資格取得講座

試験

第33回DCアドバイザー資格認定試験【1種目受験】(資格講座受講者限定) 1,000円(内税)

## 企業型DC制度 マatching拠出を使うか？ iDeCo併用とするか？

2023.07.03@ fukutani

**注** マatching拠出は、企業型DC規約への定めがある場合、利用可。

企業型DC加入者は、拠出限度額の範囲内で、iDeCoへの掛金拠出が可能。また、Matching拠出か、iDeCo併用か、個人ごとに選択可。

✓ まず初めに、企業型DC制度とiDeCoの違いを確認しておきます。

	企業型DC制度	iDeCo
運営管理機関	事業主が選定	加入者個人が選定 (自分の運用したい商品がある運管を選べる)
運用商品	運管が選定、提示した運用商品の中から <b>事業主</b> が選定 (事業主が選定した運用商品しか使えない)	加入者が選定した運営管理機関
運営手数料	原則、 <b>事業主</b> が負担 <ul style="list-style-type: none"> <li>運営管理費用は、事業主が事業主掛金とは別に全額を負担するので、事業主が拠出した掛金全額が運用に回る</li> <li>なお、企業型DCの運用指図者の費用は、個人負担となっている規約がほとんど(と思います。私の知っている規約は、すべて個人負担)</li> </ul>	加入者個人負担 <ul style="list-style-type: none"> <li>毎月のランニングコストとして、<b>事務手数料：105円 + 資産管理手数料：66円 = 171円</b>が最低必要 + <b>運営管理手数料：運管によって異なる(ゼロのところもある)</b>も必要</li> <li>よって、毎月5,000円掛金を拠出すると、運用に回るお金は最高でも約4,800円</li> <li>なお、加入時・移換時には<b>2,829円</b>の手数料が別途必要。したがって、初回拠出時には、拠出元本5,000円のうち、約2,000円しか運用には回らない</li> </ul>
掛金の課税処理	事業主掛金：損金算入 (Matching拠出の…) 加入者掛金：所得控除(小規模企業共済等掛金控除)	(iDeCoプラスの事業主掛金は、損金算入) 加入者掛金：所得控除(小規模企業共済等掛金控除)
拠出限度額	企業型年金加入者掛金(Matching拠出)の限度額 限度額 = 5.5万円 - 企業型DC事業主掛金 但し、 <b>拠出限度額：事業主掛金を超えないこと</b>	iDeCoの拠出限度額 = 5.5万円 - 企業型DC事業主掛金 但し、 <b>拠出限度額：2万円(月額)</b>
(6/28 テキスト p.47~p.50、p.54、p.56~P.57 ご参照)		

✓ 次に、企業型DC制度において、企業型年金加入者掛金(Matching拠出)制度がある場合の、企業型DC制度とiDeCoの併用について考えてみたいと思います。(次ページ)

✓ なお、以下、他の確定給付企業年金制度を実施していない企業型DC制度のみの場合を想定しています。

- ✓ 加入者個人にとっての違いは、加入期間中、①企業型DC制度は、運営手数料はかからないが、事業主が選定した運用商品しか使えない、②iDeCoは、運営手数料はかかるが、自分が運用したい商品がある運管を自らの意思で選ぶことができる、ということではないでしょうか。
- ✓ したがって、Matching拠出か、iDeCo併用か、という選択の場合、費用面のみで考えれば、企業型の方が有利 / iDeCoの方が不利、となります。
- ✓ 費用面と拠出額の関係でiDeCoを考えてみると… iDeCo最低必要ランニングコスト = 171円として
  - **5,000円拠出** → 口座管理手数料が差し引かれ、運用へは**4,829円** → 1年後、5,000円になるには、**年利3.5%**が必要
  - **2万円拠出** → 口座管理手数料が差し引かれ、運用へは**19,829円** → 1年後2万円になるには、**年利0.85%**でOK
- ✓ よって、(メリット、デメリットを踏まえ) Matching拠出のあるところでは、事業主掛金が少なく(したがって、加入者拠出額も少ない)、運用期間が長く見込める場合には、iDeCoで、運用したいファンドがある運管で、限度額いっぱいの拠出額2万円枠を使い、ややリスクをとった運用も検討の余地があるのではないのでしょうか。
- ✓ また、以上の事情から、事業主掛金が3.5万円以上で、個人拠出可能額が少なくなっていく場合には、費用のかからないMatching拠出を使う、という考え方もあると思います。
- ✓ いくつかの選択肢がある場合、どの制度を選択するか？
  - まず、自身のライフプランをどのように描くか？
  - 人生のリスク(長生きリスク)への備えとして、どの制度で、どのように備えるのか？
  - 単に費用問題だけでなく、所得控除の税効果など、総合的に考え、本人の納得いく選択をすべき、と思います。
- ✓ また、個人の資産形成では、ライフプランの作成と、積立ニーサの活用、企業型DC制度、iDeCoなど合わせて考えていくべきであろうと思います。

----- (次ページ(p.3)の注釈) -----

**注1** 支給される給与**全額**が、税・社会保険料の算定対象額

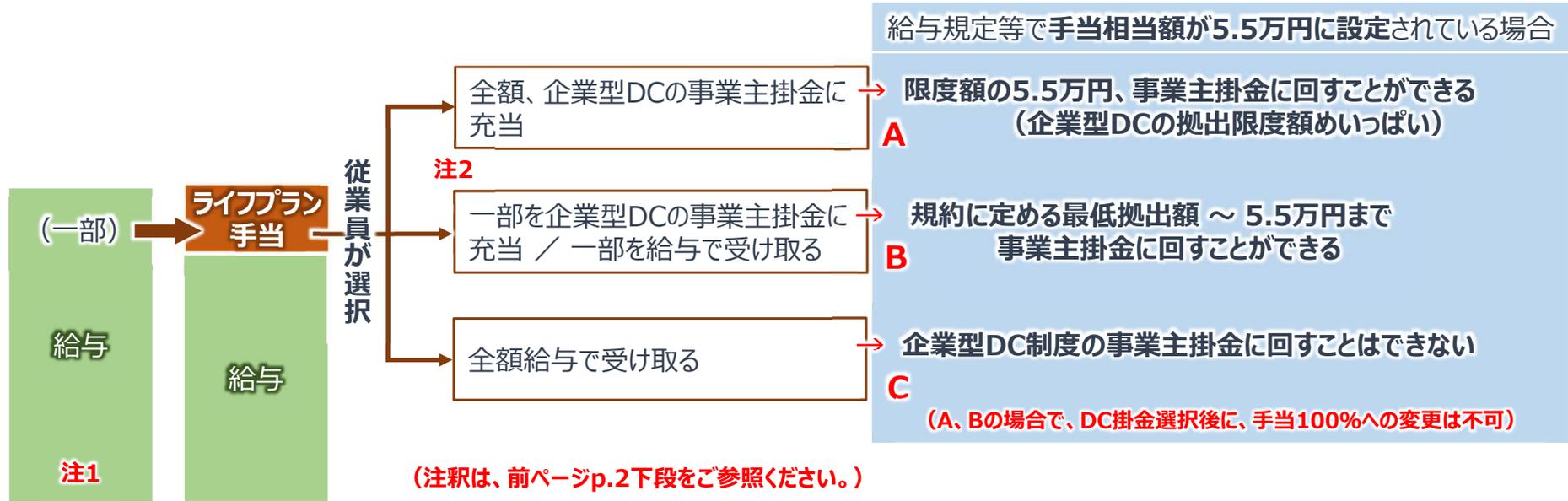
**注2** 企業型DCの事業主掛金に振り替えた部分は給与ではないので、**拠出後の給与**が税・社会保険料の算定対象額

**注3** 給与切出し型の選択制DC制度は、給与そのものが減少するので、厚生年金保険料や健康保険料など社会保険料の減少効果がありますが、給付も減少する可能性があります。これに対し、給与で受け取った場合は、社会保険料負担後のお金から拠出するので、社会保険からの給付の減少はありません。なお、所得税や住民税は、源泉徴収後のお金から拠出しても、iDeCoに拠出した掛金が全額所得控除されるので、拠出額によって減少効果が異なります。税負担の減少効果は、拠出額によっては、iDeCo拠出の方が、給与切出し型DCよりも大きい場合があります。

# 選択制DC制度では

2023.07.03

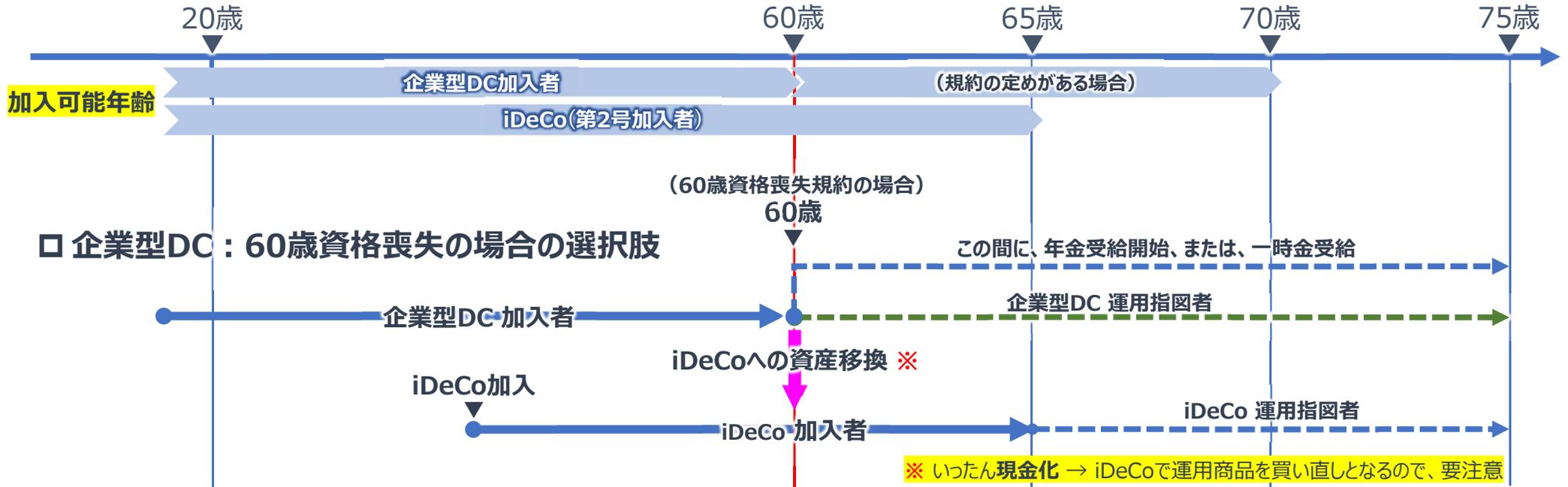
**注** 給与の一部を企業型DC制度の事業主掛金として切出す場合で、他の確定給付企業年金制度を実施していない場合を想定。



- ✓ 本来、給与として受け取るべきお金を企業型DC制度の事業主掛金に振り向けるので、給与規定等に示されている手当額まで、掛金を拠出することができます。よって、マッチング拠出という概念はないと考えて良いと思います。
- ✓ 仮に**A**の場合であれば、拠出限度額いっぱいの掛金を拠出する選択を、**B**の場合、DC拠出額と給与受取り額を自ら調整することができます。この場合、マッチング拠出の「事業主掛金の範囲内」という制限を受けないので、拠出限度額は、5.5万円までとなります。マッチング拠出は、事業主掛金が2.75万円の場合、個人拠出額は2.75万円となり、この金額が最大個人拠出額となります。(6/28 テキスト p.48~p.49 ご参照)
- ✓ **B**もしくは**C**の場合、「5.5万円 - 事業主掛金」部分をiDeCo併用の掛金に回すことができます(但し、**iDeCoの拠出限度額は2万円**)。
- ✓ しかし、費用メリットや拠出限度額(事業主掛金の限度額は**5.5万円**)のことを考えれば、iDeCoの併用ではなく、給与とDC拠出の選択額を調整すればよいと思います。(拠出限度額と費用面から考えた場合、iDeCo併用のメリットはない。)
- ✓ 但し、給与で受け取り後のお金でiDeCoに拠出すれば、厚生年金や健康保険などの社会保険からの給付額が減少することを抑制できます。また、iDeCo拠出額は、所得控除があり税負担の減少効果があります。**注3**
- ✓ したがって、単なる損得比較ではなく、前ページのように、自らのライフプランを前提に、給与からDCへ拠出できる手当額なども考慮し、どのような選択をすべきか、考える必要があるのではないのでしょうか。

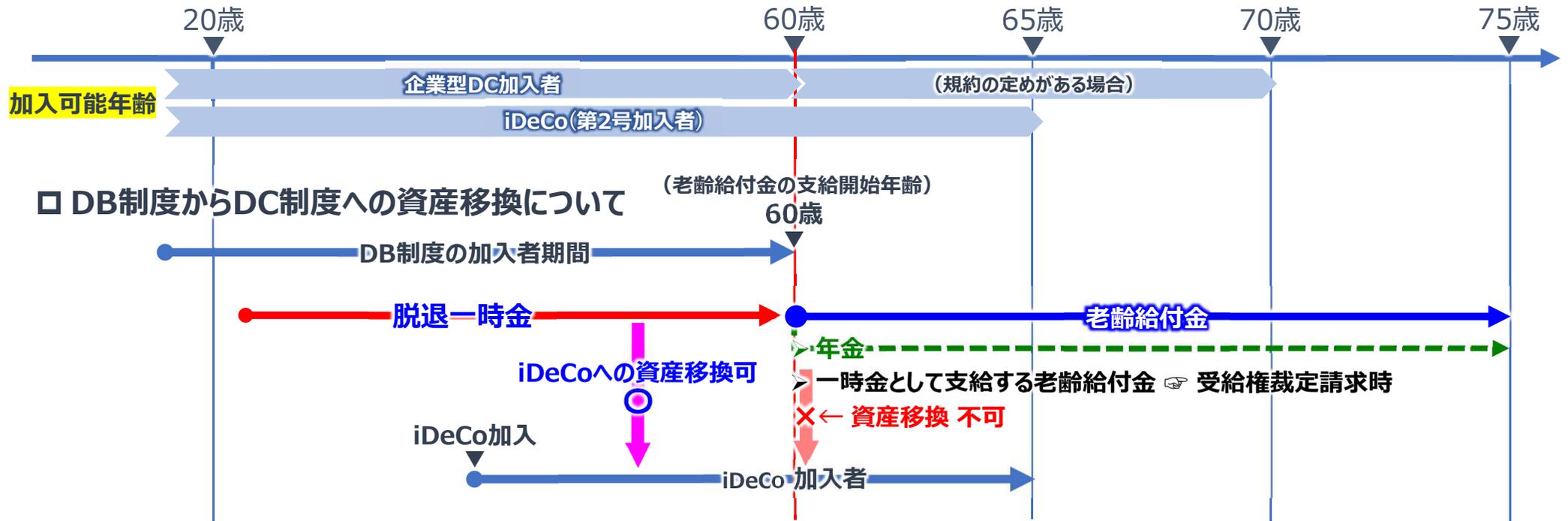
# 企業型DC制度の資格喪失時の選択肢

2023.06.29



- 「DCの一時金を定年退職時に一時金として受け取らず、iDeCoに移管することは」、上図の通り可能です。  
但し、資産移換に当たっては記載の通り、いったん現金化されますので、注意が必要です。
- 定年退職で企業型DCを資格喪失した場合、企業型DC制度の運用指図者となることが可能です。  
但し、この場合、運用指図者としての運営費用など、会社負担ではなく、個人負担としている規約がほとんどかと思えます。

# DB制度からDC制度への資産移換について 2023.06.29



- 昨日、私がお答えしたのは、上図の、DB制度の一時金のDC制度への資産移換の話でした。
- DB制度からDC制度への資産移換は、老齢給付金の支給開始年齢以前にDB制度から支給される脱退一時金です。
- DB制度の老齢給付金支給開始年齢時に裁定される一時金は、脱退一時金ではなく、一時金として支給される老齢給付金（一般的に、選択一時金とも言っています）です。
- よって、一時金として支給される老齢給付金は、DC制度へ資産移換することはできません。